

# 益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定款細則

## (総則)

第1条 この細則は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款に基づき、定款施行の円滑運用のために定める。

## (運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業、活動においては組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

## (会員に関する項)

第3条 この法人の定款第5条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の様式をもって全て理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は特別な理由がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て休会する事が出来る。休会中の会員から会費は徴収しない。
- 4 会費免除に関する事項については別に定める。
- 5 休会の事由が解消した場合には、速やかに復会するものとする。

## (会費に関する項)

第4条 会費に関する事項については会費ならびに負担金に関する規程に定める。

## (役員に関する項)

第5条 会長は委員会、部会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 各種委員会委員長は会長の任命により委員会を運営する。
- 3 各部会長は会長の任命により部会を運営する。
- 4 各種委員会、各部会の規定は別に定める。

第6条 常務理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

第7条 常務理事、地域理事以外の理事は理事会に参加し、常務理事と同様な技師会業務を行う。

第8条 地域理事は、会長の任命により、地域の責任者として組織図に基づき、各々の地域を統括する。

第9条 監事は、総会における選任により組織図に基づき、この法人の監査業務を行う。

## (監事に関する項)

第10条 監事は2人以上であるが、そのうち1人は診療放射線技師以外の外部監事とする。

- 2 監事は無報酬であるが、外部監事は報酬を得ることができる。
- 3 外部監事に関する報酬については、役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。
- 4 監事はその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前4項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。

## (顧問に関する項)

第11条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第12条 顧問は無報酬とする。

- 2 顧問に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。

(総会に関する項)

第13条 総会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 監事が次に掲げる事項により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
    - ① 監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
    - ② 辞任した監事の辞任した旨及びその理由
    - ③ 理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告
    - ④ 監事の報酬等についての意見
  - (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名
  - (5) 議長の氏名
  - (6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名
- 2 次年度の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に関しては、定款第51条第1項に記載するが、理事会の決議を経た後に総会では承認を得るものとする。

(理事会に関する項)

第14条 理事会は次期総会までの会務を執行する。

- 2 理事会は原則的に年4回以上開催する。
- 3 各種委員会委員長及び各部会部会長は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べることができる。
- 4 理事会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。
  - (1) 理事会及び常務理事会が開催された日時及び場所
  - (2) 理事会及び常務理事会が、次に掲げるいずれかに該当するときは、その経緯、内容について記載する。
    - ① 会長以外の理事又は副会長もしくは常務理事の請求を受けて招集されたとき
    - ② 会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合により、その理事が招集したとき
    - ③ 監事の請求を受けて招集されたとき
    - ④ 監事による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が招集したとき
  - (3) 理事会及び常務理事会の議事の経過の要領及びその結果
  - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
  - (5) 次に掲げる事項により、理事会及び常務理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号の取引（理事が自己又は第三者のためにする一般社団法人の事業の部類に属する取引、理事が理事又は第三者のために一般社団法人とする取引及び一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に行う一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引）についての重要な事実
    - ② 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時の監事の報告

- ③必要があると認める時の監事の意見
  - (6) 出席した理事及び監事
  - (7) 議長の氏名
- 5 前条第2項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は次に掲げる事項とする。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
  - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(地域活動に関する項)

第15条 正会員の日常活動を活発にするために地域ごとの活動を行う。

第16条 正会員の地域所属の判別は、理事会において各地域のリストを作成し、担当理事が協議し決定する。

(各種委員会に関する項)

第17条 この法人に、会長が会務の執行に必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第18条 委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。

第19条 会長は委員会の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。

(管理士部会に関する項)

第20条 この法人に、放射線機器管理士部会、放射線管理士部会、医療画像情報精度管理士部会等を置くことができる。

第21条 部会の部会長は、理事会で決め、委員は部会長の推薦とする。

第22条 会長及び理事会は、部会の活動内容を具体的に示し、部会の運営に協力する。

(研究会に関する項)

第23条 この法人に、鹿児島CT研究会、鹿児島MRI研究会、鹿児島消化器画像研究会、鹿児島乳腺画像研究会、鹿児島超音波研究会、鹿児島X線撮影研究会、鹿児島AI研究会等を置くことができる。

第24条 各研究会世話人代表は、各研究会の世話人の中から選出する。

第25条 各研究会の活動はそれぞれ独自の内容とし、会長及び理事会は各研究会の主体性を尊重する。

(鹿児島さくらRTに関する項)

第26条 この法人に、診療放射線技師の活躍を促進するために鹿児島県診療放射線技師会「鹿児島さくらRT」置く。

第27条 「鹿児島さくらRT」代表は、世話人の中から選出する。

第28条 「鹿児島さくらRT」の活動は診療放射線技師のスキルアップ、職場環境改善、活躍促進等の内容とし、会長及び理事会は、「鹿児島さくらRT」の主体性を尊重する。

(資産に関する項)

第 29 条 この法人の定款第 47 条の資産管理方法は、理事会で立案し、理事会の決議を経て、会長が財務担当理事に管理を委託する。

(財務に関する項)

第 30 条 備品台帳には購入価格に関係なく記載するものとする。

第 31 条 この法人の正会員が、行動するための交通費、宿泊料など、旅費に関する経費の算出及び支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

第 32 条 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、役員等の報酬及び費用の支給に関する規定に準じ算出を行い支給するものとする。

(表彰に関する項)

第 33 条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。

(細則の改廃に関する項)

第 34 条 この細則の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款細則は、平成 25 年 4 月 1 日から制定、施行する。
- 3 この定款細則は、平成 26 年 6 月 21 改正、施行する。
- 4 この定款細則は、令和 4 年 10 月 2 日改正、施行する。
- 5 この定款細則は、令和 7 年 3 月 2 日改正、施行する。